

耐震診断・耐震改修の実施に係る無料相談窓口

一般社団法人青森県建築士事務所協会では、改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律（略称：耐震改修促進法）」の2013年11月25日施行に伴い、耐震診断・耐震改修の円滑な実施・促進に協力するため、建築物所有者等の耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に応じ、住宅・建築物の耐震化促進に関する支援を行います。

1. 相談対象建築物

青森県内に存する建築物

2. 相談体制

相談窓口は、耐震診断・改修に関する建築物所有者等の相談に応じます。

(1) 事務局職員による対応

原則常時対応 受付時間：9：30～12：00, 13：00～16：00

(2) 技術者による相談について（いずれも事前予約制）

①電話による相談

②面談による相談

③現地における相談

3. 期間及び費用

平成26年1月6日～

相談費用は、無料